

○浜松医科大学学位規程

(平成16年4月8日規程第75号)

改正 平成16年11月11日規程第127号 平成18年2月9日規程第2号
平成18年4月13日規程第23号 平成25年6月13日規程第4号
平成27年3月12日規程第16号 平成30年2月7日規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条並びに浜松医科大学学則(平成16年規則第25号。以下「学則」という。)第33条及び第45条の規定に基づき、浜松医科大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学士の学位には、医学科にあつては医学、看護学科にあつては看護学の名称をそれぞれ付記する。

3 修士の学位には、看護学の名称を付記する。

4 博士の学位には、博士課程にあつては医学、博士後期課程にあつては光医工学の名称をそれぞれ付記する。

(学士の学位の授与要件)

第3条 学士の学位は、本学の医学部を卒業した者に対し授与する。

(修士の学位の授与要件)

第4条 修士の学位は、本学の大学院の修士課程を修了した者に対し授与する。

(博士の学位の授与要件)

第5条 博士の学位は、本学の大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者に対し授与する。

2 前項に定めるもののほか博士課程については、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、同課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し博士の学位を授与することがある。

(学位論文の審査の願出)

第6条 修士課程により学位論文の審査を願ひ出る者は、所定の学位論文審査願に学位論文及び論文内容要旨を添えて、所定の期日までに学長あてに提出するものとする。

2 博士課程により学位論文の審査を願ひ出る者は、所定の学位論文審査願に論文目録、学位論文、論文内容要旨及び履歴書を添えて、所定の期日までに学長あてに提出するものとする。

3 博士後期課程により学位論文の審査を願ひ出る者は、所定の学位論文審査願に学位論文、論文内容要旨及び論文目録を添えて、所定の期日までに学長あてに提出するものとする。

4 前条第2項の規定により学位授与を申請する者は、所定の学位申請書に論文目録、学位論文、論文内容要旨、履歴書及び別に定める学位論文審査手数料を添えて、学長あてに提出するものとする。

(学位論文)

第7条 学位論文は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型、標本等の資料を提出させることがある。

(学位論文、学位論文審査手数料等の返付)

第8条 受理した学位論文、学位論文審査手数料等は、返還しない。

(学位に係る審査の付託)

第9条 学長は、修士課程からの学位論文等を受理した場合は、大学院修士課程教授会（以下「修士課程教授会」という。）に審査を付託する。

2 学長は、博士課程からの学位論文等を受理した場合は、大学院博士課程教授会（以下「博士課程教授会」という。）に審査を付託する。

3 学長は、博士後期課程からの学位論文等を受理した場合には、光医工学共同専攻協議会（以下「協議会」という。）に審査を付託する。

(審査委員会)

第10条 修士課程教授会は、審査を付託された学位論文につき、本学の大学院の修士課程担当の教員からなる修士審査委員会を設け、審査を行う。

2 博士課程教授会は、審査を付託された学位論文につき、本学の大学院の博士課程担当の教員3人からなる博士審査委員会を設け、審査を行う。ただし、審査委員のうち2人以上は、教授とする。

3 協議会は、審査を付託された学位論文につき、本学大学院医学系研究科光医工学共同専攻及び静岡大学光医工学研究科光医工学共同専攻の教員（教授及び准教授）4人からなる学位審査委員会（以下「博士後期課程審査委員会」という。）を設け、審査を行う。ただし、審査委員のうち3人以上は、教授とする。

4 修士課程教授会、博士課程教授会又は協議会が必要と認めた場合は、本学大学院の他の課程、他の大学院又は研究所等の教員等を該当する審査委員会の委員とすることができる。

5 修士審査委員会は、学位論文の審査のほか、試験を行う。

6 博士審査委員会及び博士後期課程審査委員会は、学位論文の審査のほか、試験及び学力の確認を行う。

(論文審査、試験及び学力の確認)

第11条 学位論文の審査は、査読、調査、発表、検討会等により行うものとする。

2 試験及び学力の確認は、学位論文の審査終了後に行うものとする。

3 学位論文の審査の結果、不合格と判定した場合は、試験及び学力の確認を行わないものとする。

4 試験は、学位論文の関連分野について行うものとする。

5 博士審査委員会の実施する学力の確認は、2外国語、専攻学術全般及び学位論文の関連分野について、口頭試問及び筆答試問により行うものとする。ただし、博士課程教授会が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

6 博士後期課程審査委員会の実施する試験については、学位論文を中心として、関連分野については口頭試問又は筆答試問により行うものとする。

7 博士後期課程審査委員会の実施する学力の確認については、学位論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、口頭試問又は筆答試問により行うものとする。

(審査期間)

第12条 博士審査委員会及び博士後期課程審査委員会は、博士の学位論文等を受理した日から1年以内に学位論文の審査、試験又は学力の確認を行うものとする。

ただし、特別の事情が生じ、博士課程教授会又は協議会が了承した場合は、その期間をさらに1年以内に限り延長することができる。

(審査及び試験等の報告)

第13条 修士審査委員会は、学位論文の審査及び試験の結果について、修士課程教

授会に論文審査結果要旨等を提出して報告するものとする。

- 2 博士審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認の結果について、博士課程教授会に論文審査結果要旨等を提出して報告するものとする。
- 3 博士後期課程審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認の結果について、協議会に報告するものとする。

(学位授与の審査)

第14条 修士課程教授会は、前条第1項の報告に基づき、修士の学位を授与すべきか否かを審査するものとする。

- 2 博士課程教授会は、前条第2項の報告に基づき、博士の学位を授与すべきか否かを審査するものとする。
- 3 協議会は、前条第3項の報告に基づき、博士の学位を授与すべきか否かを審査するものとする。
- 4 前3項の審査において学位を授与すべきとする場合は、当該教授会又は協議会において、委任状を除く出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位授与)

第15条 学長は、前条の審査を参酌して、修士又は博士の学位を授与する。

- 2 修士又は博士の学位を授与しないと決定した者には、その旨通知する。

(博士論文内容要旨等の公表)

第16条 学長は、博士の学位を授与した日から3月以内に、博士の学位授与に係る論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内にその博士論文の全文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前に既に公表しているときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、博士課程教授会又は協議会の承認を受けて、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、学長はその博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第18条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、浜松医科大学の名称を付記するものとする。ただし、光医工学共同専攻に係る学位については、当該光医工学共同専攻を構成する大学名を付記するものとする。

(博士の学位授与の報告)

第19条 学長は、本学において博士の学位を授与したときは、学位規則第12条の規定により、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位授与の取消し)

第20条 学長は、修士又は博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、当該教授会又は協議会に諮って、学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 当該教授会又は協議会において、前項の議決をする場合は、第14条第4項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第21条 学位記は、別記様式のとおりとする。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、教授会、修士課程教授会、博士課程教授会又は協議会(以下「教授会」という。)に諮って学長が行う。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、教授会に諮って学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成16年11月11日規程第127号)

この規程は、平成16年11月11日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成18年2月9日規程第2号)

この規程は、平成18年2月9日から施行する。

附 則(平成18年4月13日規程第23号)

この規程は、平成18年4月13日から施行する。

附 則(平成25年6月13日規程第4号)

この規程は、平成25年6月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月12日規程第16号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月7日規程第18号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式(第21条関係)

学位記

[別紙参照]